

本人・家族が感染した場合の 対処方法

医療機関でインフルエンザと診断されたら、医療機関の指示に従って療養してください。他の方への感染を防ぐためには、発症から1週間、熱が下がってから2日間は外出を控えていただくことが必要です。また、家族の方も、感染した方との接触は、できるだけ避けるなどの対応が望まれます。

本人が感染したときは

医師の指示に従って療養します。他の家族への感染を防ぐためにできるだけ家族とは接触しないようにするとよいでしょう。食事も別にとるようにしましょう。

もし家族が感染したときは

児童・生徒 熱、咳などの症状がなければ出席停止などの措置はありませんので、登校されてよろしいですが、マスクの着用・熱をはかるなどの健康観察を徹底してください。

お勤めの方 職場によって、出勤をひかえるようなどころもありますので、それぞれ職場と相談してください。

ご家庭にいる方 感染者からの感染を防ぐため、できるだけ感染者本人との接触を避け、手洗いやうがいを励行しましょう。トイレのタオルなど患者ともを共有することは避けましょう。

インフルエンザの症状と 医療機関の受診方法

38℃以上の発熱があり、咳や咽頭痛等の急性呼吸器症状を伴う場合にはインフルエンザに感染している可能性がありますので、早めに医療機関を受診しましょう。特に持病のある方など、感染することで重症化するリスクのある方は、なるべく早めに医師に相談しましょう。

なお、医療機関を受診する前に、必ず電話で連絡をし、受診時間や入り口等を確認してください。受診するときは、マスクを着用し「咳エチケット」を心がけてください。

重症化リスクのある方

妊婦(特に妊娠後期の方)

基礎疾患のある方

- ・ぜんそくなどの慢性呼吸器疾患
- ・心臓病などの慢性心疾患
- ・腎臓や肝臓の機能に障がいのある方
- ・糖尿病などの代謝性疾患
- ・免疫機能不全の方など

5歳未満の乳幼児(特に2歳未満)

65歳以上の高齢者

新型インフルエンザワクチンについて

新型インフルエンザワクチンの接種については、インフルエンザの診療にあたる医療従事者、次に重症化のリスクの高い方から接種することで準備が進められていますが、実施方法等は決定していません。決定し次第、お知らせいたします。

なお、ワクチンは新型インフルエンザ対策の一部であり、手洗い・うがいの励行や感染した場合にウイルスを他の人にうつさないことなどの対策と一体となって効果があがるものです。

おたすね 健康増進課 ☎21-6976

インフルエンザ対策 ～感染拡大を防ぐためには～

5月に国内での感染が確認された新型インフルエンザ(A/H1N1)は、その後、全国に広まっ
ていき、8月中旬には、流行が始まったとの注意喚起が厚生労働省からなされました。

新型インフルエンザの感染拡大を抑えるために、一人ひとりが正しい知識をもって、「おそれ
すぎず、あなどりすぎず」対応していきましょう。



新型インフルエンザの感染予防

ウイルス感染の予防のためには、『手洗い』をしっかりとすることが大切です。

手洗いは、外出後だけではなく、可能な限り頻繁に行いましょう。石けんを使って最低15秒以上洗い、洗った後は清潔なタオル等で水を十分に拭き取りましょう。

また、ウイルスは粘膜を通して感染するため、極力鼻や口などを触らないようにしましょう。

咳、くしゃみの際の「咳エチケット」も感染防止の上では大切です。咳やくしゃみ等の症状のある人には必ずマスクをつけてもらいましょう。

